

養育費確保サポート事業

令和5年度 実施状況について

令和6年7月24日
セーフィネットコールセンター

資料 3-4③

導入の背景：ひとり親家庭の相対的貧困率が高い中、ひとり親家庭全体の2/3が養育費を受け取っていないことが分かった。(「日野市子どもの生活実態調査」より) ひとり親家庭の安定した生活及び子どもの成長を支えるための養育費についての取り決めや受け取りについての専門知識や経験豊富な弁護士と相談する機会を設け、母子父子自立支援員と連携して支援を行い、手続きに係る費用の負担軽減のため補助金を支出する事業として令和5年度より開始。

①無料弁護士相談

各月2回(原則:第2土曜日・第3木曜日)

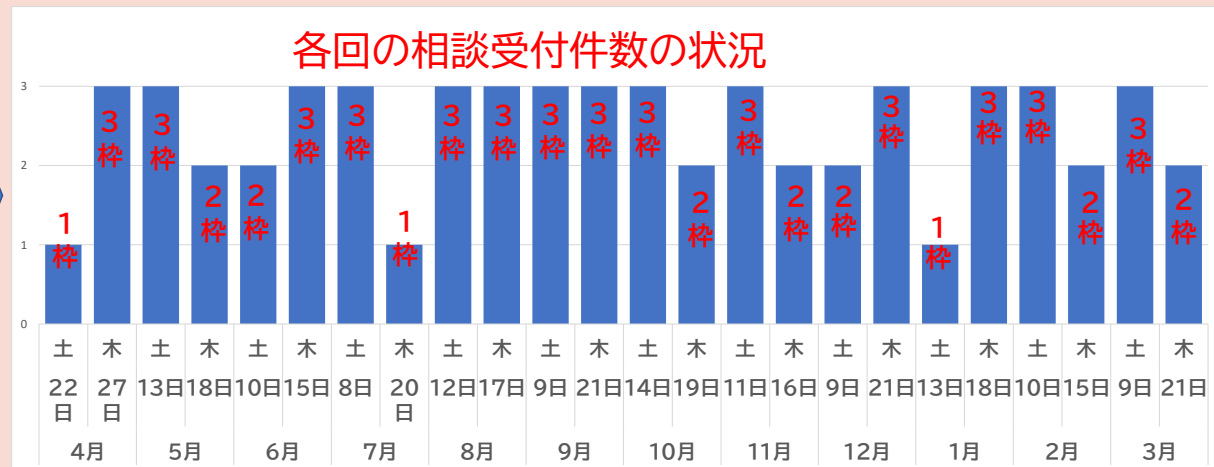
各回: 3枠(45分/枠)

10:00~/11:00~/12:00~

方法: 面談・電話・WEB

令和5年度相談件数: 延べ59件

各回の相談受付件数の状況



②養育費確保支援補助金

令和5年度申請件数: 8件

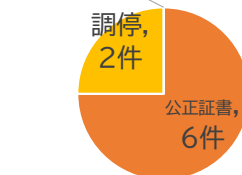
内訳 { 公正証書 6件
調停調書 2件

令和5年度補助金額: 100,192円

補助内容: 公正証書作成及び調停、裁判に係る手数料等の補助

上限額25,000円

裁判, 0件
【申請内訳】



■ 公正証書 ■ 調停 ■ 裁判

【手数料補助金 予算:213,000円】

